

6m & Down コンテスト規約新旧対照表

改正案				現 行			
1. 開催日時				1. 開催日時			
2. 参加資格				2. 参加資格			
3. 使用周波数帯				3. 使用周波数帯			
4. 参加部門および種目				4. 参加部門および種目			
部門	種 目		コードナンバー	部門	種 目		コードナンバー
電話 (注1)	シングルオペ (注3)	オールバンド	<u>P A</u>	電信 電話 (注1)	シ ン グ ル オ ペ (注2)	マルチバンド	<u>F M</u>
		ニューカマー(注7)	<u>P N</u>			50MHzバンド	<u>F 50</u>
マルチオペ	<u>P M A</u>	144MHzバンド	<u>F 144</u>				
電信	シングルオペ (注3)	オールバンド	<u>C A</u>			430MHzバンド	<u>F 430</u>
		50MHzバンド	C 50			1200MHzバンド	<u>F 1200</u>
		144MHzバンド	C 144			2400MHzバンド	<u>F 2400</u>
		430MHzバンド	C 430			5600MHzバンド	<u>F 5600</u>
		1200MHzバンド	C 1200			(注2) 10.1GHzバンド以上 (注7)	<u>F 10G</u>
		2400MHzバンド	C 2400			ニューカマー (注3, 7)	<u>F N</u>
		5600MHzバンド	C 5600			シルバー (注4, 7)	<u>F S</u>
		10.1GHzバンド以上(注7)	C 10G	Q R P (注5, 7)	<u>F P</u>		
シルバー(注4, 7)	C S	SW L (注7)	<u>F S W L</u>				
Q R P(注5, 7)	C P	マルチ	<u>F M M</u>				
マルチオペ	<u>C M A</u>	オペ	<u>F M J</u>				
電信電話 (注2)	シングルオペ (注3)	オールバンド	<u>X A</u>	電信	シ ン グ ル オ ペ (注2)	マルチバンド	<u>C M</u>
		50MHzバンド	<u>X 50</u>			50MHzバンド	C 50
		144MHzバンド	<u>X 144</u>			144MHzバンド	C 144
		430MHzバンド	<u>X 430</u>			430MHzバンド	C 430
		1200MHzバンド	<u>X 1200</u>			1200MHzバンド	C 1200
		2400MHzバンド	<u>X 2400</u>			2400MHzバンド	C 2400
		5600MHzバンド	<u>X 5600</u>			5600MHzバンド	C 5600
		10.1GHzバンド以上(注7)	<u>X 10G</u>			(注2) 10.1GHzバンド以上 (注7)	C 10G
		シルバー(注4, 7)	<u>X S</u>			シルバー (注4, 7)	C S
		Q R P(注5, 7)	<u>X P</u>			Q R P (注5, 7)	C P
SW L(注7)	<u>X S W L</u>	SW L (注7)	<u>C S W L</u>				
マルチ	<u>C M M</u>	マルチ	<u>C M M</u>				

マルチオペ	オールバンド ジュニア (注6,7)	XMA XMJ
-------	-----------------------	------------

オペ	ジュニア (注6,7)	CMJ
----	-------------	-----

- (注1) 電話部門のすべての種目は、空中線電力10W以下 (50~430MHzバンドでは20W以下)とする。
- (注2) 電信電話部門は、「電信および電話」または「電話」によるものとする。
- (注3) シングルオペは、コンテスト中の運用に関わるすべてのことを一人で行うものとし、それ以外はマルチオペとする。
- (注4) シルバーは、年齢が70歳以上のオペレータによる運用であるものとする。
- (注5) QRPは、空中線電力5W以下とし、430MHzバンド以下とする。
- (注6) ジュニアは、年齢が18歳以下のオペレータの運用による交信局数が全体の80%以上であるものとする。
- (注7) ニューカマー、シルバー、QRP、およびジュニアは使用するバンド数に関係なくオールバンドにエントリーしたものとみなす。10.1GHzバンド以上およびSWLは、使用するバンドに制限はない。

- (注1) 電信電話部門は、「電信および電話」または「電話」の交信によるものとする。
- (注2) シングルオペは、コンテスト中の運用に関わるすべてのことを一人で行うものとする。
- (注3) ニューカマーは、初めて局を開設した個人局であって、局免許年月日が開催日の3年前の同日以降に免許された局とする。
- (注4) シルバーは、年齢が70歳以上のオペレータによる運用であるものとする。
- (注5) QRPは、空中線電力5W以下とし、430MHzバンド以下の任意の2バンド以下を選択することとする。
- (注6) ジュニアは、年齢が18歳以下のオペレータの運用による交信局数が全体の80%以上であるものとする。
- (注7) 10.1GHzバンド以上、ニューカマー、シルバー、QRP、SWL、およびジュニアは、マルチバンドまたはシングルバンドの区別はしないものとする。

5. 交信方法

- (1) 呼び出し - 略 -
- (2) コンテストナンバー交換
 - 次のナンバーを交換する。
 - (a) 50MHz~1200MHzバンド
 - RST符号による相手局のシグナルレポート 自局の運用場所を示す別表の都府県支庁ナンバー 空中線電力を表すアルファベット1文字(注1)
 - (例) 相手局のシグナルレポートが「59」、自局の運用場所が東京都「10」、空中線電力が「10W」の電話によるコンテストナンバーは、「5910L」とする。
 - (b) 2400MHzバンド以上
 - RST符号による相手局のシグナルレポート 自局の運用場所を示す別表の市、郡または区ナンバー 空中線電力を表すアルファベット1文字(注1)
 - (例) 相手局のシグナルレポートが「599」、自局の運用場所が東京都八王子市「1002」、空中線電力が「1W」の電信によるコンテストナンバーは、「5991002P」とする。

5. 交信方法

- (1) 呼び出し - 略 -
- (2) コンテストナンバー交換
 - 次のナンバーを交換する。
 - (a) 50MHz~1200MHzバンド
 - RST符号による相手局のシグナルレポート 自局の運用場所を示す別表の都府県支庁ナンバー 空中線電力を表すアルファベット1文字(注1)
 - (例) 相手局のシグナルレポートが「59」、自局の運用場所が東京都「10」、空中線電力が「10W」の電話によるコンテストナンバーは、「5910L」とする。
 - (b) 2400MHzバンド以上
 - RST符号による相手局のシグナルレポート 自局の運用場所を示す別表の市、郡または区ナンバー 空中線電力を表すアルファベット1文字(注1)
 - (例) 相手局のシグナルレポートが「599」、自局の運用場所が東京都八王子市「1002」、空中線電力が「1W」の電信によるコンテストナンバーは、「5991002P」とする。

(注1) 空中線電力別の表記(アルファベット)については、次の区分による。

100W超 : H
 10W(20W)を超え100W以下 : M
 5Wを超え10W(20W)以下 : L
 5W以下 : P
 ()内は50~430MHzバンドのとき

最大空中線電力と種目コードの関係

空中線電力の表記	種目コード
H	-----H
M	-----M
L	-----M
P	-----P

(注1) 空中線電力別の表記(アルファベット)については、次の区分による。

201W以上 : H
 10W(20W)を超え200W以下 : M
 5Wを超え10W(20W)以下 : L
 5W以下 : P ()内は50~430MHzバンドのとき

6. 交信上の禁止事項

6. 交信上の禁止事項

7. 得点およびマルチプレイヤー

8. 総得点の計算方法

(1) オールバンドの場合

〔各バンドにおける得点の和〕×〔各バンドで得たマルチプレイヤーの和〕

(2) シングルバンドの場合

〔当該バンドにおける得点の和〕×〔当該バンドで得たマルチプレイヤーの和〕

9. 書類の提出

10. 賞

(1) 各種目の書類提出局には、コールエリアごとの局数に応じて、10%以内でかつ最大7位までの順位のJARL会員局に賞状を贈る。

(2) オールバンド、50MHz、144MHz、430MHzバンドの各種目については、全国第1～3位のJARL会員局に賞状を贈る。

(3) 書類提出したJARL会員局に参加証や副賞等を贈ることができる。

11. 失格事項等

12. JARL登録クラブの得点および順位等

JARL登録クラブの構成員(SWLを除くシングルオペ局ならびにマルチオペ局1局)から申告された総得点をクラブごとに集計の上、登録クラブごとに順位を決定する。

13. 結果発表

7. 得点およびマルチプレイヤー

8. 総得点の計算方法

(1) マルチバンドの場合

〔各バンドにおける得点の和〕×〔各バンドで得たマルチプレイヤーの和〕

(2) シングルバンドの場合

〔当該バンドにおける得点の和〕×〔当該バンドで得たマルチプレイヤーの和〕

9. 書類の提出

10. 賞

(1) 各種目の書類提出局には、コールエリアごとの局数に応じて、次の順位のJARL会員局に賞状を贈る。

30局以下の場合	1位
31局以上の場合	3位まで

(2) 書類提出したJARL会員局に参加証を贈ることができる。

11. 失格事項等

12. JARL登録クラブの得点および順位等

JARL登録クラブの構成員(シングルオペ局ならびにマルチオペ局1局)から申告された総得点をクラブごとに集計の上、登録クラブごとに順位を決定する。

13. 結果発表